

■「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画（素案）」に関する意見の募集について

（案を作成した趣旨、目的及び背景）

神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、障がいのある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

しかしながら、平成30年8月、公務部門における対象障がい者の報告誤りの実態が全国的に判明し、本県においても再点検を行った結果、教育委員会、知事部局、警察本部において、厚生労働省の定めるガイドラインに即した手続きを経ずに、誤った報告を行っていたことが判明しました。

これを受け、同年11月に学識経験者等で構成する「障がい者雇用促進検討委員会」を設置して全庁的に再発防止策等の検討を進め、平成31年4月には、同委員会から各種提言を盛り込んだ報告書が提出されました。

また、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、教育委員会全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念や、令和元年7月23日の教育委員会決議、さらには議会における議論を踏まえ、このたび、「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定しました。

つきましては、「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画（素案）」に関する県民の皆様からのご意見を募集いたします。

■1 意見募集期間

令和元年12月25日（水曜日）から令和2年1月23日（木曜日）

■2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ

（<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF4001>）

※ フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

(2) 郵送 〒231-8509 横浜市中区日本大通33

神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ 宛

（意見募集期間最終日まで必着とします。）

手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

(3) ファクシミリ 045-210-8920

■3 案の公表方法

ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/pub/c5789705.html>）

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、教育局総務室 での印刷物による縦覧。

■4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 令和2年3月頃（予定）

計画等・規則等の公布（公表）時期 令和2年3月頃（予定）

■5 計画等の案、関係資料等

神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画（素案）

## ■ 6 その他

根拠法令 障害者雇用促進法第7条の3(2020年4月1日施行)

電話でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

## ■ 問合せ先

神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ

電話 045-210-8034

ファックス 045-210-8920